

鹿児島県後期高齢者医療広域連合公告式条例による掲示場の掲示期間に関する規程

平成30年3月20日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 鹿児島県後期高齢者医療広域連合公告式条例(平成19年条例第2号)の規定により掲示場に掲示する文書の掲示期間については、法令、条例等に別段の定めのあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(文書の掲示期間)

第2条 文書の掲示期間は、2週間とする。

(掲示場の管理)

第3条 掲示場は、総務課において管理する。

(文書の掲示及び撤去)

第4条 掲示場への文書の掲示及び掲示期間後の文書の撤去は、当該文書の担当課室、選挙管理委員会、監査委員及び議会において行う。

2 第2条の掲示期間経過後において、撤去されない文書があるときは、掲示場を管理する者において撤去することができる。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。